

第3部

第一審裁判所における特別訴訟手続

第1章

非訟事件の申立の審理に関する一般的知識

1. 非訟事件の申立の定義

非訟事件の申立とは、係争事項ではない¹特定の事項について、裁判所に確認又は承認するよう請求者が要請することである。請求者である訴訟当事者は、裁判所に審決を要請する必要がある場合、一般の訴訟事件と異なり²、裁判所は被告又は他方の当事者の参加がなくとも当該訴訟事件の手続を行う。非訟事件の申立に関する判決は問題の解決を図る形式ではなく、何かしらを確認又は承認する形式になるだけである。

2. 非訟事件の申立の重要性

非訟事件の申立は重要なものである。なぜなら自身及び関連するその他の個人の権利及び利益の保護を保証するものであるからで、請求者が申立を行ったある問題に関して裁判所が確認又は承認の判決を下した場合、事件に関連する個人の権利及び利益が回復するためである。例：土地登記簿の紛失の確認を裁判所に求める申立において、裁判所によって確認又は承認がなされた場合、法律の手順及び規定に正しく基づき土地登記簿の複製発行を土地の管理を担当する機関に要請することが可能となる。

3. 非訟事件の申立の種類

非訟事件の申立は主に次のように分類される。

- ・ある特定の者が行為無能力者であることを承認するための申立
- ・ある特定の者が失踪者又は死亡者であることを宣告するための申立
- ・土地登記簿又はその他書類が紛失したことを確認するための申立

¹ 民事訴訟法 2012 年改訂版 第 162 条

² 民事訴訟法 2012 年改訂版 第 322 条

- ・債務者が逃亡した場合における裁判所の判決を求める申立

上記4種の非訟事件の申立の解決を図る手続に関する詳細は本部の第3章、第4章、第5章及び第6章で説明される。

4. 非訟事件の申立の一般的原則（規則）

訴訟手続において裁判所は、訴訟事件に審決を加える様々な活動を行い、人民裁判所は訴訟当事者が請求者となる又は申立を行うときにのみ審理を行える、もし訴訟当事者による請求又は申立がない場合、裁判所は審理を行わず、国家及び社会の権利及び利益に関するものは例外である、という訴訟手続の一般的原則に従うのである。

非訟事件の申立の原則は、訴訟当事者の権利及び利益を守り、及び裁判官が実施しなければならない業務活動の拠り所とするための一般的な請求及び訴訟手続とは異なった様式及び特徴を持っている。原則に従い実施するほかに、非訟事件の申立の訴訟手続の基礎となる特別原則にも則らなければならない。例：非訟事件の申立の審理範囲、申立の要素、申立に関する訴訟手続の参加者、公判における申立の審理、申立に対する決定及び申立に関する判決に対する控訴申立及び異議の申立。

4.1. 非訟事件の申立の審理範囲

地区人民裁判所は、訴額によらない民事事項及び家庭事項に関する非訟事件の申立について管轄権を有する。商事事項及び少年事項については、県・首都人民裁判所及び少年裁判所が管轄権を有する³。

確認又は承認を求める申立がある場合、裁判所は非訟事件の申立の事件を審理できる。主としては、ある特定の者が行為無能力者であることを承認するための申立、ある特定の者が失踪者又は死亡者であることを宣告するための申立、土地登記簿の紛失を確認するための申立及び債務者が逃亡した場合における裁判所の判決を求める申立などである。このほか、裁判所に確認又は承認の審理を求める申立の様式を持つその他の問題について申立を行うことができる。

4.2. 非訟事件の申立

裁判所に審理を要請する非訟事件の申立は、民事訴訟法2012年改定版の第166

³ 民事訴訟法2012年改訂版 第323条

条の定めに基づいた一般的な請求とは異なった形式を有している。非訟事件の申立は次の内容で構成される。申立者の氏名、年齢、職業、申立者と申し立てる事件の事実との関係、事件の概要、裁判所に審理を求める事項、並びに申立者の署名及び拇印の押捺である。本章の 4.1 で説明されているとおり、裁判所へ提出する非訟事件の申立書は申立者が書面にて作成し、関連する書類、証拠を添付し、村の行政当局⁴の認証を経ることで非訟事件の申立の審理の管轄権を有する裁判所に提出される。

4.3. 非訟事件の申立の事件手続の参加者

非訟事件の申立に関する事件手続の参加者は、申立者、行政機関又は組織の代表者、証人又はその他関係者である。申立者は非訟事件の申立について裁判所に説明するために事件手続に参加する。裁判所は事件の事実を明らかにでき、申立者又は読者が申し立てる事項に関して明確に理由を理解できるようにするための情報提供及び説明をさせるために関係者を事件手続に招聘することがある。非訟事件の申立が国家、少年及び行為無能力者の権利及び利益に関わる場合、裁判所はそれらの者の代理人として、またそれらの者の権利及び利益を保護するために人民検察官を招聘する⁵。

事件手続の参加者は、裁判所がどの程度真実に対して正確に審判をしているか定める重要な役割を有している。それらの参加者は全員発生した事実を事件手続中で明らかにしていくことに寄与するのである。例えば、村長は、事件発生前又は後に発生する特定の事実を確認するなど、誠実に自身の役割を果たさなければならない、証人は中立の立場及びその事項に基づき自身が目撃したある特定の事実を報告し、裁判所に誠実に協力しなければならない。各参加者は、裁判所が事実に正しく基づき審決を下して真の正義を社会にもたらすために、真実の捜索に協力していかなければならないのである。

4.4. 公判における非訟事件の申立の審理

一般的に公判における非訟事件の申立に関する事件審理規則は、第一審裁判所における通常の訴訟事件の公判手続と同様の公判手続規則に沿って進められる。問題によっては次のように異なることもある。裁判長が公判開始を宣言し、公判の参加者に事件の事実を告知した後、裁判官合議体は申立者に意見を表明するよう要請し、証人並びにその他関係者を尋問する。そして、裁判官合議体は

⁴ 民事訴訟法 2012 年改訂版 第 324 条

⁵ 民事訴訟法 2012 年改訂版 第 325 条

情報・証拠を審理し、人民検察官に意見を表明するよう要請する⁶。その後、裁判長は公判の一時中断を宣言し、公判における調停手続及び口頭弁論を行わず、密室での評議を行う。

公判における非訟事件の申立の審理は直接的且つ口頭にて、公開又は場合により非公開で行い、また裁判官合議体の変更をすることなく継続的に行わなければならない。公判における非訟事件の申立に関する審理は毎回公開で行われなければならない⁷。国家の秘密を保持する必要がある場合、夫又は妻の個人的生活を侵害する家庭関係の秘密を保持する必要がある場合、例えば、夫は妻との離婚を図るが、女性又は当事者の妻を極度に辱めることを理由にする場合などは例外となる。かかる場合の事件の審理においては、裁判官合議体は非公開で審理を行わなければならない。ただし、裁判官合議体による審理の非公開又は公開にかかわらず、裁判所の判決言渡しは公開で行われなければならない。

5. 非訟事件の申立に対する決定

非訟事件の申立に対する決定では、裁判所が下した判決は当該判決の中で事件の事実を示し、申立者が審理を求めた各事項に対して詳細な理由を示す。裁判所が判決を下した後、判決が人民検察院の審査を受けるよう、自身と同階級の人民検察院に送付され、当該判決が厳格に執行されるよう、裁判所判決執行官室に送付される。

申立者又はその他参加者から控訴の申立がなされた又は人民検察院長官から当該判決に対して異議申立がなされた場合、第一審として事件に審決を下した裁判所は、かかる非訟事件の申立に関する判決書が法律規則に沿って審理を受けるために控訴審裁判所に送付する⁸。

5.1. 非訟事件の申立に関する判決に対する控訴申立及び異議の申立

裁判所が非訟事件の申立に関して審理し、確認、承認又は否認、非承認することで申立者の申立に対して判決を下した後、（出席裁判であった場合は）判決日、又は（欠席裁判であった場合）判決を承知した日から 20 日以内に申立者は第一審裁判所の審判に不服である場合に控訴を申し立てる権利を有し、又は人民検

⁶ 民事訴訟法 2012 年改訂版 第 326 条

⁷ 民事訴訟法 2012 年改訂版 第 206 条

⁸ 民事訴訟法 2012 年改訂版 第 327 条

察院長官は異議申立を行う権利を有する⁹。ある特定の者が行為無能力者であることを承認するための申立及びある特定の者が失踪者又は死亡者であることを宣告するための申立については例外となる。裁判所が申立の目的に沿って審理し、承認又は宣告の判決を下した場合、裁判所はそれ以上の控訴又は異議申立を許可しない。

裁判所によって行為無能力者であることが承認された者が通常の状態に戻った場合、又は失踪又は死亡が宣告された者が家族のもとに戻ってきた場合、かかる者たちの権利及び利益を回復するため、裁判所に当該判決を破棄するよう求める権利も有する。

裁判所が審理し、申立者の申立のとおり確認されない又は承認されない判決が下された場合、申立者は控訴する権利を有し、人民検察院長官も非訟事件の申立に関する判決に対する異議申立を行う権利を有する。全ての事件は例外として扱われないのである。

控訴申立を行おうとする者又は判決に対する異議申立を行おうとする人民検察院長官は、第一審として当該事件の判決を下した裁判所に不服の理由を説明し、控訴審人民裁判所に法律規則に基づいた審理を求めるため、控訴申立書を文書で提出しなければならない。

6. 非訟事件の申立と請求の違い

民事訴訟手続の基本的原則は、民事訴訟手続の参加者及び担当者に厳格に実施させるため、手続の手順、方法、様式及び様々な規則を規定している。民事訴訟法 2012 年改定版は民事訴訟手続を次の 2 つの形式に規定している。通常訴訟手続（ガーンホーンフォーン）及び特別訴訟手続（ガーンホーンコー）であり、2 つの形式には以下の違いがある。

通常訴訟手続（ガーンホーンフォーン）は、被告がいる特定の紛争の解決を裁判所に求めるための原告の訴えであり、紛争の目的、訴訟当事者の要求並びに請求又は反訴の基礎とするための訴訟当事者が主張する事実を示さなければならない。

特別訴訟手続（ガーンホーンコーターンペーン）は、係争事項ではない、特定の事項に関して承認、確認又は宣告をするよう裁判所に要請することである。と

⁹ 民事訴訟法 2012 年改訂版 第 329 条

りわけ特定の文書及び事項の正当性に関して裁判所に確認又は承認するよう申し立てることである。例：裁判所による土地登記簿の紛失、特定の個人の失踪又は死亡を確認するための申立など。

第2章

非訟事件の申立の審理

1. 非訟事件の申立を受理し審理する条件

非訟事件の申立を受理し審理する条件とは、他の個人又は組織との係争事項ではない、ある特定の問題に対して確認又は認定する審決を裁判所が行うよう、申立者に裁判所へ非訟事件の申立書を提出させる基盤を意味し、それは次に挙げる条件で構成される。

- 1) 当該申し立てが係争事項に関するものでないこと
- 2) 被告がいらない一方の当事者のみの訴訟事件の審理であること

通常、ある特定の問題に関する裁判所への提訴は、平和的に解決することができない紛争を抱える2者又は複数の者の間で行われ、裁判所へ訴状が提出されると、提訴された側は抗議のため答弁書又は反訴状を提出する。言うなれば、双方に紛争が発生すると、裁判所へ提訴がなされるのである。ただし、非訟事件の申立は通常の民事請求とは異なっている。なぜなら、裁判所へ審理を行うよう申立書を提出する者の目的は紛争ではなく、他方の当事者からの抗議がないからである。例：ある特定の者が行為無能力者、失踪者又は死亡者であると裁判所に宣告するように求める、又はその他の問題の申立。

そのほか、裁判所による非訟事件の申立の審理には、申立書の提出者のみが訴訟手続に参加し、抗議をする他方の当事者の参加はないのである。裁判所は被告なしで一方の当事者のみと訴訟手続を行い、裁判所が審決を下す際には、事例ごとに確認又は認定という形の判決を下す。

上述の各条件は非訟事件の申立を審理する共通の条件である。このほかに非訟事件の申立の種類ごとに各々特有の条件もあり、民事訴訟法2012年改定版の第331条、337条、343条及び351条で規定されている。次章で詳細に説明する。

2. 非訟事件の申立の審理

非訟事件の申立の審理とは、係争事項でない、ある特定事項について訴訟当事者より裁判所が審決を下すように申し立てられ、通常の訴訟手続¹⁰と異なり被告

¹⁰ 民事訴訟法2012年改訂版 第322条

又は他方の当事者の参加なしに行われる裁判所の審決の過程を意味する。非訟事件の申立に関する判決は問題の解決を図るような形ではなく、確認又は承認の形がとられるのみである。

2.1. 非訟事件の申立の受理及び審理

裁判所は訴訟当事者が裁判所へ提出してきた非訟事件の申立書を受理し審理する際、関係する裁判所書記官によってその申立書を調べる手順を踏まなければならない。裁判所書記官は次の2つの側面から調べる。申立書の内容が民事訴訟法2012年改定版の第324条の記載に正しく則っているかどうか。正しくない場合、裁判所書記官は正しく修正するように助言を行う。当該申立書は管轄権を有する裁判所に提出されたかなど、義務面での権限は地区人民裁判所にあり、領域面での権限は申立者が居住している土地の裁判所が審決の権限を有している。正しくない場合、裁判所書記官は申立者に関する管轄権を有する裁判所に申立書を提出に行くよう助言を行い、裁判所書記官が申立書を調べ上述のとおり正しいとした場合、裁判所書記官は裁判所の受理番号を付し、法律の手順に沿って手続を進めるため裁判長に訴訟事件として提出する。

2.2. 調書の作成

調書の作成は関連する裁判所書記官の役割であり、書記官は正確に調書を作成し、関連する裁判長の意見に従う。全ての資料は調書のカバー内に納められ、資料リストはカバーの外側及び裏側に全て記載される。かかる調書は裁判官室長に渡され、裁判官室長から法律に基づき事件の検討を行う裁判官に配布される。

2.3. 訴訟事件の審査

担当裁判官は情報・証拠、申立者が裁判所へ提出した全ての関連資料を調査しなければならない。何かしら不明瞭な事項があれば、申立書を提出した者を呼びだし追加証言させる又は明確でない事項について説明させる又は検察官を招聘し参加させる。申立書が国家、少年又は行為無能力者の権利及び利益と関係するが、必要に迫られ、裁判所が下す判決を事件の事実及び法律に正確に沿ったものにすることを保証するためであれば、裁判所はかかる申立の対象となる場所において情報・証拠の収集を行うことができる。情報・証拠の収集の完了後、公判において事件を審理する合意を出すために裁判官合議体に収集した情報・証拠を提示する。

2.4. 公判手続

非訟事件の申立を審理する公判手続は、裁判官合議体が判決の基盤とするために申立者によって提示された全ての情報・証拠を調査する、通常の民事請求に関する訴訟事件の審理と同一の規則に従って行われる。相違点に関しては当事者が一方しか参加せず、答弁又は口頭弁論を行う他方の当事者がいないことである。つまり、裁判所は一方の当事者とのみ訴訟手続を進めるのである。事件審理のための公判開始の手順は通常の民事請求に関する審理手続より少ないものとなる。

2.4.1. 事件に関する尋問

上記説明してきたように、公判参加者は申立者又は証人（もしあれば）のみである。したがって、事件の審理は申立者への尋問又は申立者に事件の事実並びに申立の目的、裁判所に何に対して審決を要請するのか、情報・証拠はどのように収集してきたかを供述させることから始める。情報・証拠があれば、申立者は裁判官合議体に提示する権利も有する。その後、証人又はその他関係者の尋問を行う。具体的にある特定の者が行為無能力者であることを確認する医師団又は逃亡した被告の親族などである。尋問が完了し、裁判官合議体が事件の審理に移る前には、参加している人民検察官にかかる事件の審理に関する見解を表明するよう求めなければならない。密室での事件の評議の情報とするためである¹¹。

2.4.2. 判決を下すこと

事件記録簿内の全ての情報・証拠、事件審理の結果も含めた調査、評価の後、裁判官合議体は次の2種類の判決を下す。承認又は肯定、否認又は否定である。例えば、ある特定の者が行為無能力者であることの承認又は土地登記簿の紛失その他問題の確認の判決である。

裁判所の判決は事件の事実を示し、並びに申立者が提示した各事項に対して詳細な理由を示す。裁判所が判決を下した後、判決は裁判所自身と同等の階級の人民検察院に送付さる。判決が確定すれば、厳格に執行されるよう、第一審として判決を下した裁判所の判決執行官室に送付される¹²。

3. 控訴又は異議申立

¹¹ 民事訴訟法 2012 年改訂版 第 326 条

¹² 民事訴訟法 2012 年改訂版 第 327 条

非訟事件の申立に関する判決に対する控訴又は異議申立通常の第一審民事訴訟手続と同様に行われる。訴訟当事者は判決が下された日から又は欠席裁判で判決を下された者に関しては判決を承知した日から 20 日に控訴申立を行うことができる。訴訟当事者の控訴権の行使方法の詳細については、本第 3 部内の申立の種類別の章で説明される。ある特定の者が行為無能力者、失踪者又は死亡者であることを承認し宣告する判決はこの限りではない。かかる者が医師団の確認より正常な状態に戻った又は生存していると分かった場合、申立者は控訴又は異議申立の権利を有さなくなり、申立者又はかかる者自身は法律に従い関係する第一審裁判所に上記判決の破棄判決を審理するよう要請する権利を有することとなる。

4. 非訟事件の申立の審理の効果・影響

裁判所が非訟事件の申立に審決を行えば、当然申立の種類によって異なる効果・影響が発生する。

ある特定の者が行為無能力者であることに承認を求める申立の場合、その影響は両親、子ども、夫又は妻、保護者、契約相手又は組織などに及ぶことがある。

ある特定の者が失踪者又は死亡者であることを宣告する場合、両親、夫又は妻、子ども、親族、関連する組織のかかる者の業務、社会においてかかる者が行っている様々な業務に影響が及ぶ。また法律に基づき承継人に分配される本人の遺産にも影響が及ぶ。

土地登記簿の紛失を確認する判決の場合、紛失した本来の土地登記簿の管理権に関する効果がもたらされる。国家土地管理組織は土地登記簿を新たに複製して紛失者に渡し、それはかかる土地の所有権に関する文書として利用できるものである。

逃亡した債務者に対する判決を裁判所に求める申立の場合、債権者への期限どおりの債務返済に効果がもたらされる。売上金を債権者への返済に充てるため、判決に基づいて債務者の資産は売りに出されるためである。

非訟事件の申立の審理に関する影響については本第 3 部の非訟事件の申立の種類ごとに詳細に説明してきた。さらに他の種類の申立がある場合、事案ごとに各々の効果をもたらす。

各種類の非訟事件の申立の効果は全て同じであると理解してはならないのである。

第3章

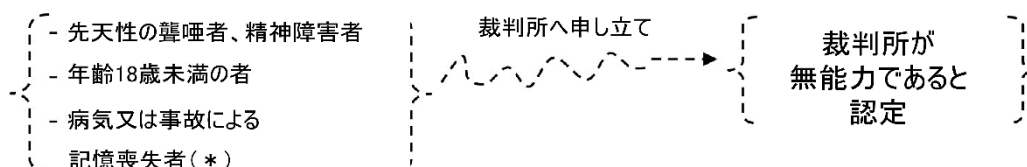
行為無能力者であることの承認

1. ある特定の者を行為無能力者であると承認することの定義

行為無能力者とは、次に示す異なったいくつもの理由から自身の行為をコントロールすることができない又は自身で行為できないが、他人に損害を与えることができる者のことである。(1) 年齢が(法律に基づく)18歳未満の少年である。(2) 病気である。(3) 麻薬又は向精神薬の中毒である。(4) 自身で行為できない又は自身で行為できないが、他人に損害を与える人にしてしまう効果をもたらすその他の原因。行為無能力者は、法律が禁止していない社会との関係を持つこと以外には民事関係から除外されることとなる。

ある特定の者を行為無能力者であると承認することとは、申立者より申立があった場合の訴訟手続の手順に沿って行われた手続を経て行為無能力者であると法的に承認及び確認することである。また裁判所が行為無能力者であると審決を下すということは、ある特定の者が行為無能力者であると承認されるということであり、それは裁判所により行為無能力者であると判決が下されるということである。

例:



(*) XはYと家屋の賃貸契約を交わした。住み始めてからのある日、Yは事故に遭い記憶喪失となってしまった。XとYの間の契約が満了するまで契約を履行するため、Xは裁判所がYを行為無能力者であると承認し、Yの代理人を選任するように裁判所に申し立てた。

行為無能力者の実際は次の場合に当てはまる。先天的に行為無能力であること、18歳未満である、行為能力を喪失した者である、かかる者の行為が他人に損害を与える原因となることから裁判所により行為無能力者であると判決され

た者である。しかしながら、これらの者は、裁判所による審決を経たときに行為無能力者であると承認される。法律は、法律が禁止しない自身の日常生活に関連する関係は除き、これらの者が自身の権利及び義務の履行に関連する民事関係に関わることを許可しない。

2. ある特定の者を行為無能力者であると承認することの重要性

ある特定の者を行為無能力者であることを承認することは民事関係に関連する権利及び利益を有する全ての所有権者にとって必要且つ重要なのである。具体的には遺産の承継、何かしらの権利発生などである。民事関係の実施を確かなものにすることを保証し、民事的関係、とりわけ売買、契約及び行使・履行しなければならない権利及び義務に関連するその他の関係より発生し得る過誤を排除するため、上記関係に参加する者は法律の定めに従い完全な行為能力を有していなければならない。したがって、ある特定の者を行為無能力者であると承認することは関連する権利及び利益を有する者にとって非常に重要であり、かかる承認を経ることで発生し得る過誤の防止策を有することになるといえる。例えば、権利及び義務を代理で行使・履行する行為無能力者の保護者の選任である。

・行為無能力者に対する重要性

行為無能力者であることの承認は行為無能力者にとって非常に重要である。なぜなら行為無能力者の正当な権利及び利益を保護し、行為無能力者の権利及び義務の完全な行使・履行を保証し、行為無能力者にその他の個人からの侵害を回避させるからである。

したがって、行為無能力者は裁判所により行為無能力者であると承認されることから次に挙げる直接の利益を享受する。当人の権利は保護され、放置されることはない。例えば、相続権、裁判所で訴訟事件を闘う権利、保護者に世話をされる権利及び法律に基づくその他の権利などである。

例：XはYと契約を交わした。ある日、Xは重い病気にかかり自身の行為をコントロールすることができなくなり、行為能力を喪失してしまった。これは、かかる者に行為能力がないことから、自身の権利及び義務を行使・履行する保護者を必要とすることを意味する。Xが行為無能力者であると裁判所が判決を下した場合、当然XはYとの契約の履行のために自身の権利及び義務の履行・行使を代行する保護者を立てるのである。

・その他の個人及び組織に対する重要性

裁判所により行為無能力者であると承認された者と民事関係にあるその他個人又は組織は、行為無能力者の保護者を経て法律が禁止しない何かしらの権利及び義務を行使・履行する権利を発生させるという直接的な利益を享受する。

X 及び Y は共同でレストラン企業を設立する契約を交わした。ある日、X は当人の病気により記憶喪失となってしまった。Y は上記事業を継続して行っていくため、X が行為無能力者であると裁判所が承認するよう審決を求める申立書を提出した。裁判所は X が行為無能力者であると承認し、同時に Z を X の保護者に選任する判決を下した。こうすることで、Y は Z を通して自身の権利及び義務を継続して正常に行使・履行できるのである。

3. ある特定の者を行為無能力者であると承認するよう求める申立書を裁判所に受理、審理させる条件

ある特定の者を行為無能力者であると承認するよう求める申立書を裁判所に受理、審理させるには次に挙げる条件を満たさなければならない。

- (1) 関係する権利及び利益を有する者の申立書でなければならない（例：父母、保護者、学校又は関連する組織の代表者）
- (2) 申立書は書面でなければならない、裁判所の様式に基づき内容が完全なものでなければならない。
- (3) かかる者が行為無能力者であると裏付ける証拠文書が提出されなければならない（例：医師又は医療専門家からの証明書）
- (4) 申立者は管轄権のある第一審裁判所に申立書を提出しなければならない。

関係する権利及び利益を有する者の申立書に基づき、裁判所は関係する情報・証拠を根拠にして行為無能力者であると審決を下す。

申立書には当該個人が行為無能力者であることを裏付ける情報・証拠が添付されなければならない。例えば、未成年である、当該個人が認知できない又は自身で行為をコントロールできなくなる原因となる精神病を患っているなどである。これは行為無能力者であると承認する判決を下す際の裁判所の審理手続において最も複雑で困難が伴う過程である。例えば、行為無能力者であると申し立てられた者が健康診断を受けに病院に行こうとしない場合である。関係する権利及び利益を有する者がかかる者に病院へ行くことを強制する方法はなく、つまりこれは、申立者が情報及び物的証拠を十分に収集できないかもしれないこ

とを意味している。この場合でも裁判所は申立書を受理し同様に審理を行う。

申立者	証拠があるか	裁判所が受理し審理するか
本人又は（行為無能力者側の）代理人	なし	受理しない
	あり	受理する
その他個人又は組織（行為無能力者の反対者側）	なし	受理する
	あり	受理する

4. ある特定の者を行為無能力者であると審理すること

4.1. 申立書

民事訴訟手続の原則に従い、裁判所が訴訟事件を受理し審理する際には、裁判所に申立書が提出されなければならない。

- 1) 関係する権利及び利益を有する者、関係する組織はある特定の者を行為無能力者であると承認するように又は民法典の規定に基づく行為能力の宣言を受け審決を下すように裁判所に申し立てる権利を有する。
- 2) 裁判所がある特定の者を行為無能力者であると承認する審決を下すよう求める申立書は、民事訴訟法 2012 年改定版の第 324 条の定めに従い完全な内容を有し、本章の第 3 項で規定している条件に合致していなければならない。
- 3) 申立書には、専門機関の報告書及び当該個人が認知できない又は自身で行為をコントロールできない原因となる精神病又はその他病気を患っていることを裏付ける各証拠を添付しなければならない。

4.2. 申立書の調査

ある特定の者を行為無能力者として承認することを求める申立書の調査は、裁判所書記官の役割であり、次のいくつかの内容を調べることにとりわけ注意を払わなければならない。

- ・申立書が民事訴訟法 2012 年改定版の第 324 条の定めに基づき正確で完全な内容を有しているか。
- ・当該申立書が管轄権を有する裁判所に提出されているか。
- ・添付資料、具体的に医師団が証明する書類などが揃っているか。

正確でない場合、裁判所は申立者にまず瑕疵を修正するように助言する、又は管轄権を有しない裁判所に提出された場合、管轄権を有する裁判所に提出するように助言する。申立書が正確であると判断されると裁判所書記官は受理番号を付し、裁判長又は副裁判長に意見表明を要請し、裁判官合議体に配布し、裁判官は検討の上、15 日以内に審理を行うこととなる。

4.3. 事件の検討

裁判官又は裁判官補は、事件記録簿を受け取ると申立者が裁判所に提出してきた情報・証拠の全てを検討する包括的な事件の検討計画を練らなければならない。必要があれば、裁判所は鑑定を行う又は対象人物の健康調査を行う医師団を明白に選任しなければならない。申立書に情報・証拠がなければ、申立書の提出者に関係する情報・証拠を裁判所へ追加提出するように助言を行う。全ての証拠を調査し、公判での審理に用いることができるほど証拠が揃った場合、裁判官合議体は、担当の裁判官合議体を選任し、公判で事件を審理する合意を行う。

4.4. 公判における事件の審理

公判における事件の審理は公開で行われ、民事訴訟法 2012 年改定版の第 326 条で規定されている民事請求に関する訴訟事件の審理手続と同様に公判規則に基づいて実施される裁判官合議体は、事件記録簿内にある全ての証拠を調べることで公判において情報・証拠を調べることとなる。重要なのは申立の対象となる個人の健康を調査した証明資料であり、人民検察官に意見を求めて意見が表明された後、公判は一時的中断され、証拠は密室で調査・評議される。

4.5. 判決を下すこと

父母、保護者、学校又は関係する組織の代表者¹³からの申立に対し、裁判所が承認する判決を下すかどうかは、裁判所による証拠の調査・評価、並びに公判での審理の結果次第である。証拠が揃っておらず厳密でない場合、裁判所は当該人

¹³ 民事訴訟法 2012 年改訂版 第 331 条

物を行為無能力者であると承認しない判決を下す。かかる申立に情報・証拠及び関係する医師団からの健康調査結果の証明が揃っている場合、裁判所は申立の対象人物が行為無能力者であると承認する判決を下す。裁判所が判決書において承認すれば、行為無能力者の代理人及び代理人の権利の範囲を規定しなければならない。

5. ある特定の者を行為無能力者であると承認する判決の効果

民事訴訟法では「ある特定の者が行為無能力者であることを承認する判決が下された場合、契約の締結など、当該の者の行為は法的効果をもたらさない。行為無能力者の資産はその保護者の管理の下になる。行為無能力者の保護者は当該行為無能力者を扶養する目的に当該行為無能力者の資産を使用し、損失しないよう管理する権利を有する」¹⁴と定めている。

裁判所がある特定の者を行為無能力者であると承認する判決を下すと、かかる者は正常な者とは異なり自身の行為をコントロールすることができなくなり、全ての法的活動には代理人の関与が必要となる。代理人が関与することで法的に有効となる。

したがって、行為無能力者として承認される判決が裁判所より下された場合、その判決は次に挙げる効果をもたらすと総括できる。

- (1) 判決において裁判所が定めるため、申立がなされなくとも、行為無能力者は保護者を有する。
- (2) 行為無能力者の行為は、契約締結などに一切の法的効力を有さない。
- (3) 行為無能力者の資産はその保護者の管理下となる。
- (4) 行為無能力者の保護者は、当該行為無能力者を扶養する目的に当該行為無能力者の資産を使用し、損失しないよう管理する権利を有する。

6. 行為無能力者として承認する判決を下された者が通常の状態に戻った場合の 手続

ある特定の者を行為無能力者であると承認する判決を下すには、かかる者たちを法的関係に正しく関与させ、権利及び利益の保護を保証できるようにする

¹⁴ 民事訴訟法 2012 年改訂版 第 335 条

ため、かかる者の状態を正しく法律に沿って認定しなければならない。したがって、裁判所が行為無能力であると承認する判決を下すと、ある特定の者を行為無能力者であると承認する判決の効果はかかる行為無能力者が通常の状態に戻ったと医師により証明されるまで有効となる。本人又は関係する利益を有する者は、裁判所に行為無能力者であると承認した判決を取り消し、かかる者の全ての権利を回復するよう求めるために関連の第一審裁判所に申立書を提出できる。かかる者は自身で自身の行為をコントロールできるため、代理人の関与が不必要となるという意味である。

判決の取消を求める申立の審理は15日以内に完了されなければならない、申立書の内容は民事訴訟法2012年改定版の第324条に基づかなければならない。裁判所が取消を承認するか、又は承認しないかは、申立者が提示した情報・証拠にプラスして関係する医師団の証明次第である。

第4章

失踪者又は死亡者であることの宣告

1. 失踪者又は死亡者であることの宣告の定義

失踪者とはある特定の者が連絡を欠いたまま家族から離れ失踪すること又は事故に遭ったがその状況が不明なまま行方不明となることである。かかる者はまだ生存しているかもしれないし、死亡しているかもしれないが、遺体は見つからず、かかる者を目撃した者もないのである。

死亡者とはある特定の者が戦争中、災害の中で行方不明となることである。戦争が終結した後、又は災害が過ぎ去った後、捜索を行ったが、遺体又は痕跡を発見することができなかった。かかる者は生存しているかもしれないし、又は死亡しているかもしれない。

失踪者であることの宣告に関して法律は「かかる者が家族から離れ、2年間に渡り連絡がないこと、又は事故にあった場合は6カ月間に渡りその状況が不明であることについて記載し、通報、公示その他の方法により捜索を行ったことを証明する書類を添付しなければならない」¹⁵と規定している。

死亡者であることの宣告に関して、法律は「かかる者が戦争、災害などで行方不明になり、戦争又は災害の終了後に2年間に渡り捜索を行ったが、遺体又は痕跡などを発見することができず、証人、鑑定人又は医師がそれについて承認していることについて記載しなければならない」¹⁶と規定している。

したがって、失踪者又は死亡者であることの宣告は情報・証拠及び法律で定められた期間に従いある特定の者が失踪者又は死亡者であると裁判所が宣告する判決が下されることである。

2. 重要性

ある特定の者が失踪者又は死亡者であることの裁判所による宣告は、公共サービス制度にとって非常に重要なものである。並びに憲法及び法律で定められている国民の正当な権利及び利益の保護ともなる。とりわけ個人又はかかる者が義務を果たし、何かしらを完遂しなければならない組織、かかる者の家族又は

¹⁵ 民事訴訟法 2012年改訂版 第337条

¹⁶ 同上 第337条

親族及び裁判所により失踪者又は死亡者であると判決を下された者に対する保護になるものである。

・公共サービスに対する重要性。ある特定の者が失踪者又は死亡者であると宣告されることは、各家族の人数を数え戸籍に記録する人口統計の集計に有益なものとなる。当該事項は次の業務に貢献する。例：ID カード、住所登録証の発行、国民の管理など。かかる者の家族名簿の中で失踪者又は死亡者として扱われる。

・家族又は親族に対する重要性。ある特定の者が失踪者又は死亡者であると宣告される判決は、かかる者の家族にとって重要なものである。まず第一にかかる者の婚姻関係に影響を及ぼし、家族法の定めに従い婚姻関係を解消するため、夫又は妻が離婚請求を行う条件をもたらす¹⁷。かかる者が資産を残した場合、相続人又は親族は資産の管理に加わること又は遺産相続手続を行うこと¹⁸又は資産の保護し、かかる者の扶養に使用することを申し立てる権利を有する。このほか、かかる者が債務のようにその他の個人又は組織に対して債務返済の義務を果たさなければならない場合、当該個人又は組織は、弁済を求める又は法律の規則に従い、かかる者の相続人若しくは親族から弁済させるため、かかる者の資産を売却することを求めるために裁判所に申し立てる権利を有する。

・裁判所が審決し、失踪者又は死亡者であると宣告された者にとって重要なことは、かかる者の法的能力が無効になるということである。したがって、この場合、かかる者が実際はまだ生存していたとしても、かかる者は通常の個人のように何かしらの行為をすることができないのである。かかる者の全ての活動は法的効力を有しない。例えば、かかる者が再婚した又は様々な契約を交わしたとしてもそれらは全て無効となる。なぜなら、かかる者は裁判所の判決によって法的能力を欠いているからである。

3. 条件

ラオス国民は窮状の訴え、請求又は公共の権利及び利益又は自身の権利及び利益に関係する事項に関与する機関への意見を提示する権利を有する。国民による窮状の訴え、請求及び意見は法律の定めに基づき審理され、解決されなければならない¹⁹。したがって、ある特定の者が失踪者又は死亡者であると裁判所に宣告するよう求める申立は、関連する個人又は組織が行使できる権利の 1 つな

¹⁷ 家族法 2008 年改訂版 第 20 条

¹⁸ 遺産相続法 2008 年改訂版 第 5 条

¹⁹ ラオス人民民主共和国憲法 1991 年改訂版 第 41 条

のである。

関係する個人又は組織から裁判所に対して、ある特定の者が失踪者又は死亡者であると宣告するための審理の申立がなされた場合、次の条件に当てはまるときは、裁判所は当該申立を受理し審理する。

3.1. 申立書

申立は文書であり、裁判所の定める書式に基づき完全な内容を有し、かかる者が失踪者又は死亡者であると裏付ける資料を添付しなければならない。また権利を有する者から提出されなければならない。例えば、夫又は妻、父、母、親族又は関係する組織である。

3.2. ある特定の者が失踪者であると宣告するための申立書

ある特定の者が失踪者であると宣告するための申立書は、かかる者が家族から2年間に渡り連絡がないこと、又は事故にあった場合は6カ月間に渡りその状況が不明であることについて記載し、通報、公示その他の方法により捜索を行ったことを証明する書類を添付しなければならない。

3.3. ある特定の者が死亡者であると宣告するための申立書

ある特定の者が死亡者であると宣告することの申立書には、かかる者が戦争、災害などで行方不明になり、戦争又は災害の終了後に2年間に渡り捜索を行ったが、遺体又は痕跡などを発見することができなかった証拠について、証人、鑑定人又は医師が発見できなかったことを承認していることを記載しなければならない。

ある特定の者が失踪者又は死亡者であると裁判所により宣告されるのを求める条件は裁判所への申立者にとって重要なのである。なぜなら申し立ては種類ごとに条件が異なっており、申立の対象である個人の実際の状況が失踪の条件に合致していると判断されれば、失踪者であると宣告するよう裁判所に申し立て、又は死亡の条件に合致していると判断されれば、死亡者であると宣告するよう裁判所に申し立てるからである。申立の対象に基づき正しく事件を審決する裁判所に混乱をもたらすことになるため、申立は混同してはならないのである。

4. 失踪者又は死亡者であることの宣告を申し立てる事件の審理

失踪者又は死亡者であることの宣告の申立に関する審理とは、裁判所による

当該事項の申立に関する事件の検討及び審決のことである。かかる事件の審理は普通、民事請求における訴訟事件の審理と同様であり、異なっているのは申立者（原告）のみが訴訟手続に参加し、被告又はその他の者が答弁をすることはない。したがって、裁判所による当該事項の事件審理は次に挙げるいくつかの手順に注意を払わなければならない。

4.1. 申立書の調査

申立書の調査は関係する裁判所書記官の役割であり、申立者により裁判所へ申立書が提出されたときに申立書の次に挙げる点を調べなければならない。

- ・ある特定の者が失踪者又は死亡者であると裁判所が宣告することを求める申立書が管轄権を有する裁判所に提出されているか。審決を担当する地区裁判所の管轄権の範囲内にあるか²⁰。
- ・権利を有する個人又は関係する組織により申立書が提出されているか。
- ・申立書が裁判所の書式に沿って正確に記載されているか、又は民事訴訟法 2012 年改定版の第 324 条で示されている内容に合致しているか。
- ・申立書に申立に関連する情報・証拠が添付されているか。

当該申立書が正しくない場合、裁判所（書記官）は申立者に正しくない事項又は当該申立書の不備を修正し、審理に回すために再提出するよう助言を行う。

当該申立書が正しいと判断された場合、裁判所（書記官）は申立書を受理して受理番号を付し、事件記録簿に収め、申立書の審理手続の手順に基づき 15 日以内に審理が行われる。

4.2. 事件の検討

裁判所が申立書を審理のために受理すると、裁判官室長は、事件記録簿の検討を行う裁判官の一人にそれを渡す。検討において担当裁判官は、情報・証拠、申立者が裁判所へ提出した全ての資料を調べなければならない。関係する人物の家族への連絡を絶ったままの失踪については、家族又は親族がかかる人物を捜索するために通報がなされており、警察関係者にしっかりと通報済みであることを証明する書類があるかなどを調べる。

²⁰ 民事訴訟法 2012 年改訂版 第 323 条

4.3. 情報・証拠の収集

担当裁判官がかかる申立に情報・証拠が揃っていると判断すれば、裁判官合議体が大衆伝達での広告、関連の人民裁判所、村の行政当局及び当該の者の最終住居所での公示により、3カ月間、当該人物を捜索する決定を下すために裁判官合議体に検討結果を提示する。

3カ月の期間内に当該人物が戻る、戻らないにかかわらず、申立者が訴訟手続の停止のために申立の取り下げを行う場合、民事訴訟法2012年改定版の第203条の定めに基づき、裁判官合議体は事件の却下命令を下さなければならない。つまり、訴訟手続は終了し、裁判所はそれ以上の事件の審理を行わない。

4.4. 公判における事件の審理

公示期間が終わりを迎えるとき、当該人物が戻ってこない又は家族に連絡をとってこない又は当該人物がどこかで存命中であるという知らせがない場合、裁判官合議体は公判において事件に対して審決を下すための決定を行わなければならない²¹。かかる事件の審理は次の規則に沿って実施される。

- ・実施する公判開始の規則は第一審での通常の公判手続の手順と同一である。異なる点は参加者が申立者のみである。

- ・裁判官合議体は申立者に申立に対して意見表明を行い、証人並びに関連するその他個人へ尋問を行うよう求める。

- ・裁判官合議体は申立者が裁判所に提出した全ての証拠を調べることで公判における情報・証拠の審理とし、それが完了すると、密室での評議に入るため休廷する前に人民検察官に意見を表明するように求める²²。

4.5. 判決を下すこと

裁判官合議体が公判において証拠並びに事件の審理結果を調査・評価し終わると、裁判官合議体は次のように事件ごとに判決を下す。

- ・申立の全てを取り消す。ある特定の者が失踪者又は死亡者であると宣告することを求める申立を行う権利を原告は有さない。

²¹ 民事訴訟法2012年改訂版 第205条

²² 民事訴訟法2012年改訂版 第326条

- ・申立を受理し、審理した上である特定の者が失踪者又は死亡者であると宣告する。

ある特定の者が失踪者又は死亡者であると宣告する判決を裁判所が下した場合、裁判所は、当該の判決においてかかる者又は裁判所が失踪者又は死亡者であると宣告した者の資産の管理者を選任する判決も下さなければならない。

5. 失踪者又は死亡者であることを宣告する判決の効果

ある特定の者が失踪者又は死亡者であると宣告する判決を裁判所が下すと、関係する個人又は組織に対して次に挙げる法的効果が生じる。

- ・ある特定の者が失踪者又は死亡者であると裁判所が宣告すると、かかる者へ法的効果が及ぶ。法的能力がなくなることにより、民事関係における所有権者の地位を有さないことになる。裁判所の判決が確定したとき、かかる者の法的能力はなくなり、法律に関連するあらゆる活動は無効とみなされるという意味である。例えば、婚姻手続又は契約の締結は法的強制力を有しない。

- ・申立者の家族又は親族に対しては家族関係の解消という効果として現れる。もし資産があるならば、法律に基づき相続権を有する者に分配される。

- ・このほか、ある特定の者が失踪者であると裁判所が宣告すると、裁判所はかかる者の資産の管理者を選任する。資産の保護に使用する目的又は（子どもがいる場合）子どもの養育費とする目的又はかかる者の債権者である個人若しくは組織は債務の弁済を求めするために裁判所に申し立て、及び弁済する目的で、かかる者の資産を売却することを裁判所に求める申立を行うことができる。

原則に基づくと、たとえ家族又は親族のいずれかの者が父又は母又は自身の家族の成員が失踪又は死亡したと認識したとしても、かかる者の資産を直接的に分配することは不可能であり、法律の規則に対する違反となる。なぜならまだ遺産とみなされないからである。したがって、当該資産を遺産とするためにはまず裁判所により資産の所有者が失踪者又は死亡者であると宣告する判決が下されなければならない。

6. 失踪者又は死亡者であると宣告する判決が下された後に当該人物がまだ存命である場合の手続

通常、人の死亡には次の2種類がある。自然な死亡とは人が息を引き取った後に遺体が見つかる死亡である。法律に基づく死亡とは裁判所の判決に基づく

死亡であり、この場合は遺体が見つからず、家族に知らせることなく又は連絡をとることなく失踪することである。またかかる者には家族に対する法的関係が残っている。関係する個人又は組織は、本法律で示されている法律に基づく死亡のみの事例に基づき失踪者又は死亡者であると宣告するために裁判所に申し立てる。実際のところ、かかる者が死亡しているかどうかについてはまだそれを証明できる証拠がないのである。

そこで、ある特定の者が失踪者又は死亡者であると宣告する判決を裁判所が下した場合に、かかる者が戻ってくる又はかかる者が存命中であると信じるに足る情報証拠があるならば、申立者又はかかる者自身は、かかる者が失踪者又は死亡者であると宣告した判決を破棄する審理を求めるため、関係する第一審裁判所に申し立てる権利を有する。

裁判所に提出される判決破棄の申立書はかかる者が存命中であることを裏付ける資料及び証拠を添付し、並びに家族に連絡をとらなかった理由が記載されなければならない。

判決破棄の審理は15日以内に完了されなければならない。裁判所が当該判決を破棄すると、かかる者の全ての権利は回復し、かかる者の残存している資産については本人に返還されなければならない²³。

²³ 遺産相続法 2008年改訂版 第5条

第5章

土地登記簿の紛失を確認する審理

1. 土地登記簿の紛失を確認する審理の定義

土地登記簿の紛失を確認する審決とは、土地管理当局から発行された土地登記簿が紛失した又は何かしらの形で破損した当該土地登記簿が痕跡を残さなかった場合に、土地使用権利者の土地所有権を確認することである。したがって、土地使用権利者がかかる土地を譲渡する、担保にする又は処分する必要があるときには、かかる土地の所有権を確認する文書がなければならない。しかし、所有権の確認文書が紛失した又は破損した場合には、土地管理当局が土地の使用権利者に土地登記簿謄本を発行する根拠とするため、裁判所は土地登記簿の紛失を確認する判決を下さねばならない。

2. 土地登記簿紛失の確認を行う審理の重要性

土地登記簿紛失の確認を行う審理は、土地管理当局が土地登記簿の謄本発行の情報・証拠として利用する最も重要なものである。なぜなら土地及び土地登記簿に関する情報・証拠が残っていない又はその痕跡が残っていないならば、土地管理を担当する組織は土地使用権利者に土地登記簿謄本を発行することができないからである。したがって、土地登記簿の謄本発行という法律行為を行うため、土地登記簿紛失を確認する裁判所の審決が下されなければならない。

3. 土地登記簿紛失を確認するための裁判所への申立の条件

土地登記簿は土地使用権に関する永久的な唯一の証拠となる文書である。土地登録台帳から正確に複製された1枚のみが土地の所有権者に渡され、法律で定められた条件に基づき新たに変更が加えられるまで長く証拠として所持される。

土地登記簿は土地の所有権者が保管するために1枚のみ発行されるため、重要文書の1つであるとみなされる。したがって、土地登記簿を紛失又は破損すると、土地の所有権者を確認し、土地を利用するためには謄本の発行が必要となる。土地登記簿の謄本の発行が必要となる紛失又は破損には次の2つの段階がある。

1) 土地登記簿の紛失又は破損が当該土地登記簿を証明できる痕跡を残している場合（例：写し、当該土地登記簿の一部がまだ残っている、当該土地登記簿を

十分証明できる当該土地登記簿に関係する資料などがある場合)。この場合、県、首都の天然資源環境課は、申立を行った個人又は組織が当該土地の所有権の根拠及び証明として利用するために彼らに直接土地登記簿の謄本を発行する。

2) 土地登記簿の紛失又は破損が当該土地登記簿に関する痕跡を残していない又は何らの情報もない場合。この場合、地区レベルの人民裁判所が土地登記簿紛失の確認の審決を行わなければならない。その後、県、首都の天然資源環境課は土地登記簿の謄本を発行することが可能となる。

総括すると、土地登記簿の紛失を確認する審決には次に挙げる条件が必要となる。

- ・当該土地登記簿が痕跡を発見できないまま又は誰のもとにあるのか分からないまま紛失し、土地登記簿の写し、土地登記簿に関係する情報もないこと
- ・当該土地登記簿が火災、洪水などの様々な形で破損し、全く痕跡を残さないこと

何かしらの痕跡を残して当該土地登記簿を紛失又は破損した場合、それは裁判所が土地登記簿紛失を確認する審決を行う条件とはならないのである。

4. 裁判所による土地登記簿の紛失確認を求める申立を行う手順

4.1. 土地管理当局への提示

土地登記簿の紛失確認の審理を裁判所に申し立てるには、裁判所に直接申し立てることができない。郡の土地管理の担当機関（天然資源環境事務所）に提出し、同組織がまず検討を行う。もし、裁判所が土地登記簿の紛失を確認する条件がある場合、関連する土地管理業務を行う組織が意見を総括し、土地登記簿の紛失確認の審決を行うため裁判所に提出する。関連する土地管理業務を行う組織が上述の条件を有していない又は土地登記簿の痕跡を残していると判断した場合、県、首都の天然資源環境課に土地登記簿の謄本発行の審理を行うよう要請する。

申立書には主に次の内容が記載されていなければならない。

- 1) 申立者の氏名及び詳細な住所（ID カード又は戸籍の表記どおりに正確に記載されなければならない）
- 2) 土地の履歴・背景及び当該土地をどのような形で入手したのか（占有、売買、

譲渡、相続又はその他の方法など）。

- 3) 当該土地登記簿は紛失してどのぐらいの時間が経つのか、なぜ紛失したのか、どのような形、どのような方法で破損したのかなど。
- 4) 所有する全ての当該土地登記簿に関係する文書（土地管理当局の職員が検討、調査する資料とするため）
- 5) 申立者の署名及び村の行政当局の認証

4.2. 土地管理の担当機関による調査

土地管理の担当機関は、土地登記簿の紛失に関する申立の検討、調査を行う義務及び責任を負う。当該土地の事実を確認するために土地の情報の複製資料に基づき、土地の情報、履歴・背景を調査する。土地に関する情報を収集するために申立者、当該土地に隣接する土地を所有する証人を尋問し、村の行政当局と協力する。土地、土地の所有権者の履歴・背景及び土地登記簿の紛失を理解するために土地登記簿の紛失原因を探り、次に挙げる事例に基づいて意見の表明を行う。

- 1) 当該土地の所有権は申立者にあるが、土地登記簿が痕跡を残して紛失又は破損したと判断されたとき（例えば、コピー、控えがある、土地登記簿発行記録簿の中に土地登記簿を発行した情報がある、又は土地登記簿に関係するその他の情報があるとき）、土地管理の担当機関（天然資源環境事務所）は、裁判所に土地登記簿の紛失の確認を行う判決を求めることなく、申立者に土地登記簿謄本を発行するため、報告書を作成し、県、首都の天然資源環境課へ提出しなければならない。
- 2) 土地管理の担当機関が検討して情報を収集したが、当該土地登記簿を証明するに足る情報又は文書がないと判断したとき、土地管理の担当機関は、土地登記簿の履歴・背景、土地登記簿の紛失原因及び裁判所への提案に関して記載することで報告書を作成し、裁判所へ提出する。

4.3. 土地登記簿の紛失を確認する審決を裁判所に求めるための提案

個人、組織又は企業は土地登記簿の紛失確認を裁判所に求める申立書を裁判所に直接提出することはできない。かかる申立書は、検討、審理のためにまず土地管理の担当機関に提出されなければならない。条件が揃っていれば、土地管理の担当機関は検討を行った旨の報告書を作成し、担当機関自身の意見を添え、土

地の所有権者の申立書も含め情報・証拠を収集し、記録簿に収めてから、規則に基づき土地登記簿の紛失を確認する審決を行うために管轄権を有する人民裁判所に提出する。

5. 土地登記簿紛失の確認に関する裁判所の審理

5.1. 提案又は申立の調査

土地登記簿紛失の確認を求める申立の調査は、規則に基づき資料文書の正確性を保証するため土地管理の担当機関からの申立書又は要請書を受け取った後の裁判所書記官によって行使される権利及び職務である²⁴。次に挙げる資料文書がとりわけ調査される。

- ・土地管理の担当機関の要請書は規則に正しく則っているか。
- ・報告書並びに土地管理の担当機関の意見があるか。
- ・土地の所有者の申立書が要請書に添付されているか。
- ・関係する情報・証拠があるか。

正確であり、完全であると判断したとき、裁判所書記官は、規則に基づき当該事件を提訴するため、裁判官室長に意見を出すよう要請し、法律の手順に沿って検討を行う裁判官に配布するため、裁判官室長に事件記録簿を渡す。

5.2. 土地登記簿の紛失確認を行う審決検討の手順

土地登記簿の紛失を確認する審決が事実に対して正確なものとなること、法律の手順に沿って行われることを保証するため、土地登記簿の紛失事件の検討は次に挙げる方法及び手順に沿って行われる。

5.2.1. 土地の使用権利者の保証

土地登記簿紛失の確認を行う審決を裁判所に求める申立は、答弁を行う他方の当事者がおらず、裁判所に申立を行う土地の使用権利者のみが参加する形で進められる。正確性を保証するため、裁判官は申立者又は土地の使用権利者に対してかかる土地の使用権利者であることを証明する書類を作成する。土地登記

²⁴ 土地登記簿紛失の確認を求める申立書又は要請書の調査は、通常の申立書の調査及び請求書の調査とは異なっている。

簿が申立者又は使用権利者に発行され、当該土地登記簿が本当に紛失又は破損された旨の保証書も作成する。このほか、裁判官は土地及び土地登記簿の紛失理由に関して詳細に知るために申立者の証言も聴取しなければならない。

5.2.2. 土地登記簿紛失の調査

土地登記簿が本当に紛失したことを保証し、土地登記簿の紛失又は破損をもたらした原因を捜索するため、土地登記簿紛失の確認の審決を裁判所に要請することは、要請又は申立及び一方の当事者の情報・証拠のみを拠り所とする、(他方の当事者からの) 答弁の行われない訴訟事件の検討とみなされる。したがって、裁判官による当該訴訟事件の検討は次に挙げる点の調査に集中する。

- ・当該土地の履歴・背景、使用権入手及び土地登記簿の紛失の原因について認定するため土地の使用権利者の申立書並びに申立書に添えられた情報・証拠を検討する。

- ・申立書及び土地の所有者が提出した情報・証拠と比較研究するため土地管理局の情報収集の報告書を検討する。

- ・検討後、申立者が提出した情報・証拠と土地管理に関する業務に従事している職人の情報・証拠を比較調査し、裁判官は情報収集、土地及び当該土地登記簿の紛失を調査し、当該土地登記簿が担保やその他に用いられたのではなく、本当に紛失又は破損したのかを知るため、村の行政当局、関係部門及び申立者らと協力しなければならない。

5.2.3. 土地登記簿紛失に関する通知

情報の収集が詳細、明確且つ完全に行われたと判断された場合、裁判官は民事裁判官室に当該土地登記簿の紛失に関する通知を発行し、公衆に告知するよう要請する。そして裁判所書記官に通知を渡し、村の行政当局と協力して当該告知を村役場事務所に1部、土地の所在地に1部及び関係する人民裁判所の事務所に1部、1カ月間掲示させる。

当該土地登記簿紛失の通知及び告知は、当該土地登記簿が本当に紛失した又は破損したことを保証するためのものである。それは当該土地登記簿がお金を借りるために担保にされた又は当該土地内の何かしらの担保物を他人に売却した、譲渡したことを通知するものではなく、個人、法人又は社会に告知し、彼らに調査及び抗議させ、又は裁判所に異議の申立を行わせるが、申立が事実に対して正しくない場合には、裁判所は当該土地登記簿紛失の確認に関して審決を行

わない。

5.3. 土地登記簿紛失に関する審決

土地登記簿紛失を確認する審決は、当該訴訟事件の審理を行う公判を開くため、規則に基づき裁判官合議体を形成しなければならない通常の訴訟事件の審決の原則及び規則に則って行われる。

裁判官合議体は情報・証拠を調査しなければならない。情報・証拠が審決を下すのに十分揃っていると判断した場合、公判日、公判参加者を決定し、関係者（申立を行った土地使用権利者、関係する証人など）宛てに召喚状を送付するよう裁判所書記官に助言を行う。また、裁判官合議体が決めた日時に土地に関する業務に従事する職員、土地の所在地の村長らも公判に参加するよう招聘する。

公判手続を行う裁判官合議体は、原告又は申立者、証人を尋問し、土地管理当局、村長らから意見を聴取し、口頭弁論の段階を経る必要なく、密室での審決を行うため休廷する前に原告に最後の確認・保証するための意見を表明させる。裁判官合議体の判決のための審理は情報・証拠及び次に挙げる事例ごとに裁判官合議体に審決を行わせるための真実に基づく。

5.3.1. 原告の申立の棄却

原告の申立の棄却とは、裁判官合議体が土地登記簿の紛失はなかったと判決を下し、土地登記簿紛失を確認する審理を行わないことを意味する。

5.3.2. 原告の申立に基づく土地登記簿紛失の確認

土地登記簿の紛失を確認する判決は、事実を裏付ける情報・証拠及び法律規則に基づく理由の提示を行い、土地の履歴・背景及び当該土地登記簿の紛失の原因を詳細に示さなければならない。土地登記簿の紛失を確認する判決は通常の判決とは異なる特徴を持つ最高人民裁判所が定めた特有の構成がある。

5.4. 土地登記簿の紛失を確認する判決の効力

土地登記簿の紛失を確認する判決は判決が下された日から効力を有する。裁判官合議体が土地登記簿の紛失を確認する判決を下した場合、当該判決は控訴権について定めないが、判決が下された日から効力を発することが定められる。

裁判官合議体が土地登記簿の紛失を確認しない判決を下した場合、当該判決に対する控訴申立を行う権利を原告に対し認め、控訴審裁判所が再調査を行う。

原告は、裁判所が審理していない又は審理したが詳細にはされていない情報・証拠があると判断した場合、当該判決は正しくなく、公平でないものとなる。

6. 土地登記簿謄本の再発行

原告又は土地の使用権利者は、当該の土地登記簿の紛失を確認する判決を用いて、規則に基づき県・首都の土地管理の担当機関に対して土地登記簿謄本の再発行の申請を行わなければならない（新しい土地登記簿の発行ではない）。

県・首都の土地管理の担当機関は裁判所の判決、規則に従った申立に基づき、土地登記簿謄本の再発行を検討しなければならない。つまり、土地管理の担当機関は、判決に基づく当該土地登記簿の発行に関して個人、組織又は大衆に告知しなければならない。かかる告知は土地の所在地にある土地管理の担当機関、郡庁、特別市庁、村の行政当局に掲示され、政府メディアから告知され、新聞に掲載され、ラジオ放送又はテレビ放送で告知される。告知への署名がなされた日から実際の条件に基づき 30 日間大衆に向けて告知される。上記期間中に抗議がなされない又は抗議が解消された場合、土地の使用権利者に対して土地登記簿謄本が発行される。

告知期間中又は土地管理の担当機関から土地登記簿謄本の発行が行われている段階で、当該土地登記簿が担保に使われた、当該土地の登記簿が未発行である、申立者に当該土地の所有権がない又はその他の理由により紛失したのではないと、ある特定の個人又は組織が判断した場合、異議申立を行う者は裁判所又は土地管理の担当機関に異議の申立書を提出する。裁判所は異議申立書を受理して審理し、土地登記簿謄本の再発行を中断する命令を下し、異議申立書について再度審理、調査を行わなければならない。土地管理の担当機関は、裁判所による異議申立の審理が完了するまで土地登記簿謄本の発行を中止しなければならない。

地区人民裁判所の元の民事裁判官室は、原告が提出し事件記録簿に収めた情報・証拠と当該異議申立を併せて検討し、民事訴訟法の定めた規則に従い、通常の訴訟鉄続きの手順に沿って訴訟手続を実施する。

7. 効果

・原告に対する効果：原告は当該土地の所有権を得られ、規則に基づき当該土地を使用することができる完全な所有権、永久的な土地登記簿を有することができる。

・社会に対する効果：原告の所有権を認知しなければならない。不正な紛失の通

知があったときは原告が虚偽の通知を行ったとして訴訟手続を求めることができる。判決が下された場合、土地登記簿の紛失を確認した判決は破棄される。

第6章

被告が逃亡した場合の訴訟手続

1. 被告が逃亡した場合の訴訟手続の定義

被告が逃亡した場合の訴訟手続とは、被告が理由不明又は所在地不明のまま逃亡したため、被告の訴訟手続への参加なしに原告の申立を審理するための民事訴訟手続を意味する。裁判所は法律に基づき審決を行わなければならない。被告は欠席裁判となるが、出席したとみなされる。

民事訴訟手続の原則によれば、訴訟手続の主な参加者は、訴訟当事者である原告及び被告であり、自身の請求又は答弁を確認する情報・証拠を捜索し、法律に基づく審決を裁判所に要請する裁判所にて争う主要当事者となる。ただし、被告となる者は自身が原告に対し義務を負わなければならないことが分かると、原告と対面することがないよう又は原告に対する義務を果たす時間を引き延ばすために逃亡を図るあらゆる方法を見つけようとすることがある。それは原告の権利及び利益が被告によって侵害され、回復することなく原告側に不利益をもたらすのである。したがって、原告がある特定の問題を審理するよう求める申立書を裁判所に提出したとき、裁判所は法律の定める範囲内でかかる問題を解決するため審理しなければならない。このような手続の過程は原告側の出席及び被告側の欠席することで実施される。また言い方を変えるならば、債務者（被告）が理由不明のまま逃亡した訴訟事件の審決である。

上述した理由により、被告が逃亡した場合の訴訟手続とは、訴状提出段階から審決が下されるまで、被告が原因不明で元の居住場所から逃亡し、裁判所が連絡を試みたが被告の所在地を知ることができなかったことにより債務者（被告）の参加なしに訴訟手続を進めることと総括できる。

2. 重要性

被告が逃亡した場合の訴訟手続は、裁判所の訴訟手続において非常に重要なものである。それは債務者（被告）によって侵害された債権者（原告）の権利及び利益の保護を保証するものとなり、原告の権利を回復させる又は原告に適時に債務弁済を受けさせるものともなり、法律で示されている期間を超過することなく、事件が裁判所に溜まらないようするためにある。したがって、被告の参加なしで事件に審決が下される必要がある。しかし、被告の不参加は訴訟事件に審決を下す際の障害とはならない。裁判所が判決を下すと、被告が出席した上で

判決が下されたものとみなされる²⁵。そして法律に基づいた控訴申立がなされない場合には、判決を執行することができる。この種の訴訟手続は上述しているように訴訟当事者（原告）及び訴訟手続の担当者（裁判所）にとって重要なものとなる。

3. 被告が逃亡した場合に申立を受理し審理する条件

訴訟手続が行われている最中又は債権者（原告）からの訴訟提出前の債務者（被告）の逃亡は、当人に理由があるかもしれない。当人の居住地の引越しに関する情報・証拠について知ることができるかもしれないし、又は居住地引越しの明確な情報がないかもしれないのである。とにかく裁判所は事件の審決における出口を見出すために法律の定めに基づき手続が進められるようあらゆる方法を求めなければならない。裁判所に明確な被告の住所に関する情報があるときは、通常の訴訟手続を行う。訴訟手続の全ての段階において被告の参加が必要になる。例えば、裁判所は被告の居住地にある裁判所に代理で情報の収集、証言聴取を行わせ、又は法律に基づき管轄権を有する被告の居住地にある裁判所から権限を委譲してもら²⁶。したがって、被告が逃亡した場合の原告の申立を受理し・審理する条件は次のとおりである。

3.1. 被告が理由不明のまま逃亡した訴訟事件であること

債務者（被告）の逃亡は事例によって原告が訴状を提出する前又は提出した後発生するかもしれない。ただし、重要なことは逃亡の理由が不明であること、確実な住所が不明なこと又は裁判所は訴訟手続に参加させるため債権者に極力連絡を試みたが、連絡がつかないということである。それらは被告が故意に訴訟手続を回避又は原告への弁済を長引かせようとするところから起きたのかもしれない。このことから、被告は親族にも知らせずに逃亡するのである。

3.2. 被告の参加なしで訴訟事件に審決を下すように裁判所に求める原告からの申立があること

非訟事件の訴訟手続は民事請求事件の訴訟手続のことであり、原告より裁判者宛てに請求書が提出されなければならない。そうすることで訴訟手続を行うことができる。民事訴訟手続の原則によれば、裁判所は訴訟当事者より請求又は申立がある場合に訴訟手続を行うことができるためである。裁判所に申立が

²⁵ 民事訴訟法 2012 年改訂版 第 350 条

²⁶ 民事訴訟法 2012 年改訂版 第 25 条、第 115 条、第 116 条

なされなければ、審理することはできない、又は申立がどのようなものであるか、裁判所はその申し立てられた内容に沿ってのみ審理を行うのである。裁判所は国家、社会又は少年の権益に関連するものを除いて訴訟当事者が申し立てた内容以外については審理する権利を有していない²⁷。このほか、原告の申立は民事訴訟法2012年改定版の第324条で示されている主な内容を構成していなければならない。

4. 債務者が逃亡した場合に裁判所へ判決を下すよう求める申立の訴訟の種類

債務者が逃亡した場合に裁判所に審決を下すよう求めることができる訴訟事件には次のものがある。

- ・契約に関する訴訟事件：原告が借金返済を請求しているが、理由がない又は連絡がつかないまま債務者が訴訟手続より逃亡した場合における貸借契約
- ・理由がない、又は連絡がつかないまま夫婦の一方が逃亡した場合における夫婦関係に関する事件
- ・理由がない、又は連絡がつかないまま被告が逃亡した場合におけるその他の事件

債務者が逃亡した場合において裁判所に審決を求める申立を行う訴訟事件の種類は多く、異なった特徴を持っている。裁判所は訴訟手続において被告の参加がなくとも審決を下すことができる。重要なことは被告が理由なく逃亡し、当人と連絡がつかないということである。上述した全ての訴訟事件の種類は、社会で多く発生する目につきやすい訴訟事件の一部を取り上げたに過ぎない。したがって、債務者（被告）が逃亡した場合における上述した種類の訴訟事件のみ裁判所が審決を下すことができると誤解してはならない。実際は多くの種類の訴訟事件において訴訟手続の担当者は詳細且つ綿密に調査を行わなければならない、法律の規則に基づき原告が裁判所に審理を求めるために申立書を提出した問題に対し意見を表明する。

5. 訴訟事件の審理手順

被告が逃亡した場合における訴訟事件の審理とは、裁判所による訴訟事件の審理手順つまり原告が裁判所に申立書を提出してから裁判所が判決を下すまでの過程で通常の民事的請求に関する訴訟手続と異なることはなく、同一原則に

²⁷ 民事訴訟法2012年改訂版 第20条

に基づき実施される。しかし、被告が逃亡した場合における訴訟手続の手順は一部が特有のものであり、民事的請求に関する訴訟手続とは異なっている。その手順を次に挙げる。

5.1. 申立書の調査

被告が出廷せず逃亡した訴訟事件に対し、原告が審決を下すよう求める申立書を裁判所に提出した場合、裁判所書記官は、申立を調べる訴訟手続の通常規則を履行することで申立を調査しなければならない。まず始めに裁判所書記官は、当該申立に民事訴訟法 2012 年改定版の第 324 条に沿った正しい内容があるか、関連する管轄権を有する裁判所に当該申立書が提出されたかを調べなければならない。当該申立書が法律規則に正しく則っている場合、関係する裁判所所長又は副所長に報告し、所長らが調べ、法律の手順に従い手続を行う裁判官合議体に対し意見を表明するため裁判所書記官は受理番号を付す。正しくない場合、裁判所書記官は申立書の提出者に修正を行う又は管轄権を有する裁判所に提出するよう助言を行う。

原告の申立の調査は裁判所の訴訟手続が系統だって行われることを保証するため、また申立書を中途半端に受理しないことを保証するための重要な手順の 1 つである。全ての申立は法律に基づき裁判所が審理を行う基盤となる事実を有していなければならない。このほか、申立が詳しく調べられると、それは訴訟事件の検討を行い、系統だって手続を実施していく裁判官にとって有益な条件となる。困難がない。申立の正確性を調べることは訴訟手続にかかる時間の節約となる。したがって、裁判所は申立を調べる際には最初の手順として法律の規則に正しく則っているかを詳細に調べ、その後法律の手順に基づいて手続が行われるよう裁判官合議体に当該申立書を送付するのである。

5.2. 召喚状の発行

裁判官又は裁判官補は、訴訟手続を請け負った後、訴訟事件の包括的、完全な検討計画を練らなければならない。まず始めに被告を裁判所へ召喚するように努めなければならない。被告に召喚状を発行し出頭するよう呼びかけた又は被告の住所を捜索したが見つからなければ、被告の両親、親族、所属する組織又は村長を召喚又は招聘し、被告を捜索するための情報をそれら関係者より収集するため裁判所に対し証言を行わせる。同時に被告に 3 カ月以内に裁判所へ出頭させるため、被告の直近住所の行政当局事務所及び訴訟手続を行う人民裁判所に公示を貼り付けるか、又はマスメディアで通知しなければならない。上記の規定期間内に被告が裁判所に出頭しない場合、法律に基づき訴訟事件の審理手順に

従って手続が実施される²⁸。

召喚状発行の手順において、被告を訴訟手続に参加させ、原告に対し答弁を行い自身の権利を十分に行使する機会を持てるよう、裁判所は適当な期間内において被告に機会を与える。しかし、被告が自身の権利を行使したくない場合、裁判所は法律の手順に基づき手続を実施する。

5.3. 訴訟事件の審決

訴訟事件の検討を担当する裁判官又は裁判官補は、原告が申立書に添付してきた情報・証拠を調査しなければならない。原告（申立者）が提出してきた情報・証拠が審決を下せるほど十分明確でない場合、申立者を召喚し裁判所に提出した申立及び証拠について説明をさせ、並びに当人の申立は事実を有していることを確認、保証させる。もし、事実を有していないならば、発生する損失に対して一人で責を負わなければならない。とにかく訴訟手続が包括的、徹底的且つ客観的なものとなることを保証するため、訴訟手続の担当者は被告の両親又は親族を召喚し、被告の逃亡及び資産について尋問を行う。情報・証拠面の明白さのために、訴訟手続の担当者は、被告本人の資産に関して調査を行い、詳細明確な目録を作成する²⁹。判決が下されたとき、判決を容易且つ適時に執行できるように保証するためでもある。

訴訟事件の担当者は、徹底的に情報・証拠を収集した後、民事請求と同様に公判手続の規則を実施することで公判において事件の審理を行う合意を発するため裁判官室長に情報・証拠を提示する。裁判官合議体は、原告が裁判所へ提出し、裁判所が徹底的に収集した全ての情報・証拠を調べるため、事件の審理を行わなければならない。そうして全ての証拠に評価を行い、実際の情報・証拠に基づいて訴訟事件に対して判決を下す。原告の証拠が确实且つ合理的である場合、原告の申立のとおり判決が下される。原告の証拠が确实でない、又は十分に合理的ではない場合、原告の請求を棄却する判決が下される。これは原告が申立を行うと、裁判所はいつも原告側に従った判決を下さなければならないということの意味するものではない。重要なことは、申立は裁判所に対して証明となる确实な情報・証拠で満たさなければならないということであり、そうすることで裁判所は原告の申立に基づき審決を下すことができるのである。

²⁸ 民事訴訟法 2012 年改訂版 第 353 条及び第 354 条

²⁹ 民事訴訟法 2012 年改訂版 第 355 条

6. 判決の言渡し後の手続

6.1. 判決の通知

被告が逃亡した場合に関する訴訟事件の判決は、民事請求における判決とは異なることがある。被告が公判に参加しないためであり、原告側のみが参加又は被告の両親、親族又は所属する組織が参加するためである。したがって、彼らが公判に同時に参加した場合、裁判所が判決を下した日から彼らは判決を承知したとみなされる。しかし、原告側のみが公判に参加した場合、裁判所書記官は当該判決を関係部門に通知しなければならない。そして被告の資産がある場所、村の行政当局、関係組織又は被告の直近の居住地に判決の公示を30日間掲示しなければならない³⁰。これは訴訟当事者に控訴する機会又は欠席裁判で判決が下された被告が法律で規定された範囲内で自身の権利を行使できるよう、判決に対し異議を申し立てる機会を与えるためである。そうでないならば、判決が確定したときに裁判所が判決書に記載した全てを執行しなければならなくなり、本人が自身の権利を行使する機会がなくなってしまう。

6.2. 判決に対する控訴又は異議申立

被告が逃亡した場合における控訴又は異議申立は民事請求の場合とほぼ異なる。控訴又は異議申立ての権利を有する者は原告及び被告であり、控訴申立又は異議申立ての時間規定について原告及び被告の間において異なる点はわずかである。なぜなら判決が下されてから20日以内又は欠席裁判の場合において判決を承知してから20日以内に原告は判決に対し控訴申立又は異議申立を行う権利を有するからである。被告に関しては、掲示がなされている30日間の期間中に控訴又は異議の申立を行う権利を有しており、掲示期間が過ぎてからさらに20日間に控訴又は異議の申立を行うこともできる。つまり、被告は合計50日間、控訴又は異議の申立を行うことができる。上記期間中に控訴又は異議の申立がなされなければ、判決は確定し、上記期間が経過してから3日以内に執行官室に転送される。

総括すると、裁判所が原告又は被告の欠席裁判で判決を下した場合、彼らは次の2つの権利を選ぶことができる。法律で示されている期間に従い、1つは判決に対する控訴申立の権利、またもう1つは異議の申立の権利である。しかし、訴訟当事者は、2つの権利のうちの1つのみを選択する権利を有し、裁判所は2つの権利を同時に行使すること又は1つを行使した後にもう1つに変更すること

³⁰ 民事訴訟法 2012年改訂版 第357条

を許さない。例えば、控訴申立を行う権利を行使した後に異議申立を行うこと³¹又は判決に対して控訴及び異議両方の申立を行うことは許されないのである。

6.3. 裁判所の再審理

上述してきたように、被告が期間内に出頭し判決を承知し、被告本人が出席した上で裁判所が再審理を行うため判決に対して異議の申立を行う場合、判決を下した裁判所は、通常の訴訟手続の手順を踏むことで再審理を行わなければならない。訴訟手続の担当者は請求書を被告に告知するとともに、答弁書を作成して裁判所に提出するよう助言する。包括的且つ徹底的に取り調べ、証拠収集を行い、事件記録簿内の全ての情報・証拠に基づき法律に沿って審決を下す。ただし、被告が判決に対する控訴を上級裁判所に申し立てた場合、それは被告自身が出席した上で第一審裁判所が再審理を行うことを被告が必要としていないということを表している。被告は法律面で原告に対し訴えを主張する権利を有し、第一審裁判所の判決に対する控訴申立書を作成し、並びに原告が控訴審裁判所に提示した証拠を法律に基づいて破棄する証拠を収集することが可能となる。訴訟手続の担当者又は裁判所については、第一審裁判所での訴訟手続と同様に訴訟手続を行わなければならない。つまり訴訟当事者双方にお互い証拠に対して答弁する又は第一審と同様の訴訟手続の手順に基づき行われる機会を与えるという意味である。

7. 被告が逃亡した場合における申立の効果

被告が逃亡した場合における申立に関する訴訟手続は特別な状況での訴訟手続となり、訴訟当事者側及び訴訟手続の担当者側両方に対する次に挙げる法的効果を有する。訴訟当事者側への効果とは、とりわけ原告が侵害された自身の権利を回復するために被告の訴訟手続への参加を待たずに裁判所に審決を求める申立を行うことができることであり、訴訟手続を長引かせず、被告が裁判所に姿を見せるまで原告の権利が回復されないことを避けられるのである。訴訟手続の担当者（裁判所）への効果は、裁判所によって事件が早期に解決される、裁判所は被告が逃亡した場合における訴訟手続の方法を適用できることで裁判所が訴訟事件を大量に抱え込まなくて済むというものである。被告に対する効果は、本人が侵害した他人の権利が回復されることである。例えば、被告の訴訟手続への参加がなくとも、裁判所の判決に基づき被告本人の資産が債権者への弁済に充てるため売却される又は夫婦関係が解消されることである。

³¹ 民事訴訟法 2012 年改訂版 第 358 条

総括すると、民事訴訟法 2012 年改定版に基づけば、被告の参加を必要としない、理由なく訴訟手続より被告が逃亡する抜け道を塞ぐものとなる、特別な訴訟手続を行う機会を裁判所に与えるのである。被告が逃亡しようとも、裁判所は通常どおりに訴訟手続を継続することができ、その判決は被告が出席した場合の判決と同様に執行に対する強制力を有するためである。